

現 行	改定案
<p><b>第1 趣 旨</b></p> <p>本要綱は、福井県原子力防災計画第2章第1節第6の規定に基づき、原子力災害対策重点区域を包括する市町（以下「関係市町」という。）の住民が行う原子力事業所から30km圏外への避難（以下「広域避難」という。）が迅速かつ円滑に行われるよう、広域避難先、避難ルート、避難者の輸送手段等を定めるものである。</p> <p>本県における関係市町は、表1のとおりである。</p> <p>（表1） 略</p> <p><b>第2 避難等の防護措置の実施</b></p> <p>国は、原子力災害の事態の進展に応じて、県および関係市町を通じて、避難等の指示を住民等に適切かつ明確に伝えるものとする。</p> <p>原子力災害の事態の進展の区分については、表2のとおりである。</p> <p>（表2） 略</p> <p><b>第3 広域避難先（県内避難・県外避難）</b></p> <p>広域避難については、地域コミュニティの確保と行政支援継続の観点から、県内避難を基本とする。ただし、念のために二次的な避難先として、県外における避難先を定める。</p> <p>関係市町の県内および県外の広域避難先は別表1のとおりである。</p> <p><b>第4 避難の実施単位</b></p> <p>関係市町は、小学校区を基本として避難の実施単位（以下「避難単位」という。）を設定するものとする。ただし、地域の特性等によりやむを得ないと認められる場合は、県と関係市町とが協議して小学校区以外の避難単位を設定することも可能とする。</p>	<p><b>第1 趣 旨</b></p> <p>修正なし</p> <p><b>第2 避難等の防護措置の実施</b></p> <p><b>1 住民への避難指示</b></p> <p>国は、原子力災害の事態の進展に応じて、県および関係市町を通じて、避難等の指示を住民等に適切かつ明確に伝えるものとする。</p> <p>原子力災害の事態の進展の区分については、表2のとおりである。</p> <p><b>2 住民の避難方法</b></p> <p>避難指示を受けた住民等は、原子力災害の事態の進展の区分に基づき、段階的避難により避難するものとする。</p> <p>※段階的避難…P A Z圏（5km圏）の住民が避難完了（30km圏外へ移動）した後に、U P Z圏（5～30km圏）の住民が避難指示に基づき避難すること</p> <p><b>第3 広域避難先（県内避難・県外避難）</b></p> <p>修正なし</p> <p><b>第4 避難の実施単位</b></p> <p>修正なし</p>

現 行	改定案
<p><b>第5 避難ルート</b></p> <p>1 広域避難ルート                      広域避難を実施する際のルートは、高速道路および国道等の幹線道路を基本に、別表2および別図のとおりとする。</p> <p>2 各小学校区等からの避難ルート                      関係市町は、上記1の広域避難ルートをもとに、地理的状況、道路状況等を勘案し、各小</p> <p><b>第6 避難者の輸送手段</b></p> <p>1 原子力発電所からおおむね5km圏（以下「PAZ圏」という。）住民の避難                      PAZ圏においては、緊急時活動レベル（EAL）に基づき、施設敷地緊急事態（第2段階）発生の際に至った場合、施設敷地緊急事態要避難者の避難を速やかに開始する。また、全面緊急事態（第3段階）発生の際に至った場合、基本的にすべての住民等を対象に速やかに避難を実施する。                      避難対象地域の住民は、市町の指示により、次の輸送手段で避難を行う。</p> <p>（1）自家用車による避難                      自家用車による避難が可能な住民は、自家用車による避難を行う。</p> <p>（2）バス等の車両による避難                      自家用車による避難をしない住民は、あらかじめ定めた一時集合施設（別表3）に集合し、県または市町が確保した避難用のバスもしくは応急出動した自衛隊車両による避難を行う。                      自衛隊車両等により避難車両中継所（別表4）まで避難した住民は、避難車両中継所から県または市町が確保した避難用のバスにより、あらかじめ定めた避難先（別表1）へ避難する。</p> <p>（3）船舶、航空機、鉄道等による避難                      上記（1）および（2）による避難ができない場合において、県が自衛隊、海上保安庁等に要請し、応急出動した船舶またはヘリコプターにより避難を行う住民は、半島部の港湾または漁港（別表5）もしくは臨時ヘリポート（別表6）から船舶、ヘリコプターで、避難先近辺の港湾またはヘリポートまで移動する。その後、県または市町が確保した避難用のバスにより、あらかじめ定めた避難先（別表1）へ避難する。                      これらの輸送手段の他、鉄道（新幹線・在来線）、船舶等利用可能なあらゆる輸送手段を使用する。</p>	<p><b>第5 避難ルート</b></p> <p>修正なし</p> <p><b>第6 避難者の輸送手段</b></p> <p>1 原子力発電所からおおむね5km圏（以下「PAZ圏」という。）住民の避難                      修正なし</p>

現 行	改定案
<p>2 原子力発電所からおおむね30km圏（以下「UPZ圏」という。）住民の避難</p> <p>(1) O I L 1（地上1mで計測した場合の空間放射線量率が500<math>\mu</math>Sv/時間以上）の避難における輸送手段〔即時避難〕</p> <p>O I L 1の設定値を超える空間放射線量が計測された地域においては、国が数時間内を目途に区域を特定し、速やかに避難を実施する。</p> <p>避難対象地域の住民は、市町の指示により、次の輸送手段で避難を行う。</p> <p>① 自家用車による避難 自家用車による避難が可能な住民は、自家用車による避難を行う。</p> <p>② バス等の車両による避難 自家用車による避難をしない住民は、市町が定める場所から県または市町が確保した避難用のバスもしくは応急出動した自衛隊車両による避難を行う。</p> <p>③ 船舶、航空機、鉄道等による避難 上記①および②による避難ができない場合において、県が自衛隊、海上保安庁等に要請し、応急出動した船舶またはヘリコプターにより避難を行う住民は、港湾または漁港もしくはヘリポートから船舶、ヘリコプターで、避難先近辺の港湾またはヘリポートまで移動する。その後、県または市町が確保した避難用のバスにより、あらかじめ定めた避難先（別表1）へ避難する。</p> <p>これらの輸送手段の他、鉄道（新幹線・在来線）、船舶等利用可能なあらゆる輸送手段を使用する。</p> <p>(2) O I L 2（地上1mで計測した場合の空間放射線量率が20<math>\mu</math>Sv/時間以上）の避難における輸送手段〔1週間程度内に避難〕</p> <p>O I L 2の設定値を超える空間放射線量が計測された地域においては、国が1日内を目途に区域を特定し、1週間程度内に避難を実施する。</p> <p>避難対象地域の住民は、市町の指示により、次の輸送手段で避難を行う。</p> <p>① バス、自家用車等の車両による避難 当該区域の輸送手段については、集団で避難することを基本に、県または市町が確保した避難用のバスもしくは自家用車、県が要請し応急出動した自衛隊車両による避難を行う。</p> <p>② 船舶、航空機、鉄道等による避難 上記①の輸送手段の他、船舶、航空機、鉄道（新幹線・在来線）等利用可能なあらゆる輸送手段を使用する。</p>	<p>2 原子力発電所からおおむね30km圏（以下「UPZ圏」という。）住民の避難</p> <p>(1) O I L 1（地上1mで計測した場合の空間放射線量率が500<math>\mu</math>Sv/時間以上）の避難における輸送手段〔即時避難〕</p> <p>修正なし</p> <p>(2) O I L 2（地上1mで計測した場合の空間放射線量率が20<math>\mu</math>Sv/時間以上）の避難における輸送手段〔1週間程度内に避難〕</p> <p>修正なし</p>

現 行	改定案
<p><b>3 避難手段の早期確保</b></p> <p>県は、P A Z 圏およびU P Z 圏いずれの場合でも、適切かつ円滑に住民の避難を実施できるよう、次の方法により、早い段階であらゆる輸送手段を確保するよう努める。</p> <p><b>(1) 県外バスの確保</b></p> <p>警戒事態（第1段階）発生の段階で、県は、国、近隣府県および関係機関と協議し、県外のバス会社が所有するバスの出動可能な台数等をあらかじめ確認する。</p> <p><b>(2) 緊急輸送の支援要請（自衛隊および海上保安庁）</b></p> <p>県は、自衛隊および海上保安庁に対し、次の緊急事態の区分に応じ、緊急輸送の支援を要請する。なお、どの程度の搬送力を、どのタイミングで提供できるかは、自衛隊および海上保安庁が発災時に置かれている状況や業務の優先順位に依る。</p> <p><b>① 警戒事態（第1段階）発生の段階</b></p> <p>県は、自衛隊および海上保安庁に対し、住民の緊急輸送の支援を受けるため、次の要請を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急出動が可能な車両、船舶、航空機の確認および県への連絡を行うこと。</li> <li>・ 住民の緊急輸送の支援を行うための出動準備を行うこと。</li> </ul> <p><b>② 施設敷地緊急事態（第2段階）発生の段階</b></p> <p>県は、自衛隊および海上保安庁に対し、車両、船舶、航空機等によるP A Z 圏内の施設敷地緊急事態要避難者の緊急輸送の支援を要請する。</p> <p><b>③ 全面緊急事態（第3段階）発生の段階</b></p> <p>県は、自衛隊および海上保安庁に対し、車両、船舶、航空機等によるP A Z 圏内の住民の緊急輸送の支援を要請する。</p> <p>また、O I L に基づく避難を実施する段階で、県は、自衛隊および海上保安庁に対し、車両、船舶、航空機等によるU P Z 圏内の住民の緊急輸送の支援を要請する。</p> <p><b>4 自家用車避難を行う場合の留意事項</b></p> <p>県および関係市町は、避難途上の渋滞抑制や避難先における交通混乱をできるだけ避けるため、乗り合わせ等による自家用車の抑制を図るよう努める。</p>	<p><b>3 避難手段の早期確保</b></p> <p>修正なし</p> <p><b>4 車両避難を円滑に行うための対応</b></p> <p><b>(1) 段階的避難の有効性、指示を待たない避難の抑制についての理解促進</b></p> <p>県および関係市町は、段階的避難の有効性および指示を待たない避難の抑制について、避難訓練・研修・住民向けパンフレットの配布など様々な機会を通じて住民に説明し、理解促進を図る。</p> <p>※指示を待たない避難…U P Z 圏（5 km～3 0 km 圏）の住民が、避難指示を待たずに避難を行うこと</p>

現 行	改定案
<p><b>第7 スクリーニング・除染</b></p> <p>1 対象                      避難指示を受けた住民およびその携行物品（車両、ラジオ・携帯電話・防寒具などの防災用品）を対象とする。                      ただし、放射性物質が事業所外に放出される前に予防的に避難を実施する住民については対象としない。</p> <p>2 場所                      UPZ圏（原子力発電所から概ね30km圏）の境界周辺に設置することを基本とする。                      なお、災害に柔軟に対応できるよう複数候補地を選定することや、地理的条件等によって基本により難しい場合も考えられることから、具体的な設置場所については、避難ルート等を勘案し、国、市町、施設管理者等と協議の上、あらかじめ定める。</p>	<p><b>第7 スクリーニング・除染</b></p> <p>1 対象                      修正なし</p> <p>2 場所                      県が設置するスクリーニング・除染を行う場所の候補地は、別表7および別図2のとおりとする。                      県は、事態の進展状況や避難先・避難ルート、車両の誘導方法や渋滞対策等を勘案し、国や市町、施設管理者等と協議の上、候補地の中から実施場所を決定する。</p> <p><b>(2) 乗り合わせ等による自家用車の抑制</b>                      県および関係市町は、避難途上の渋滞抑制や避難先における交通混乱をできるだけ避けるため、乗り合わせ等による自家用車の抑制を図るよう努める。</p> <p><b>(3) 平時からの準備についての住民への周知</b>                      県および関係市町は、自家用車避難における平時からの準備（非常時持出品（財布、通帳等）、平時からの燃料補給、避難経路の確認等）を住民に周知する。</p> <p><b>(4) 県内バス会社との連絡体制の整備</b>                      県は、迅速に県内のバスが派遣されるよう、運用管理者の緊急連絡先をあらかじめ把握する等、県内バス会社等と緊密に連絡できる体制を整備する。</p> <p><b>(5) 交通規制、交通誘導の実施</b>                      県は、著しい交通渋滞の発生が予測される場所について、警察や道路管理者との間で情報共有を図るとともに、渋滞予測箇所の合流地点や主要交差点での交通規制のあり方、迂回ルートの設定および円滑な誘導などの対応策について、警察、道路管理者、関係自治体との間で具体的な検討を行う。</p>



現 行	改定案
<p><b>3 実施方法</b></p> <p>(1) 住民およびその携行物品のスクリーニング検査                      住民およびその携行物品のスクリーニング検査は、GMサーベイメータやゲート型モニターなど各種の放射線計測器を適切に使用して効率的に行う。                      その結果、国の原子力災害対策指針で定められているO I L 4の設定値（β線：40,000cpm）を超える数値が検出された場合は、速やかに除染を行う。</p> <p>(2) 自家用車やバス等の車両を利用して避難した住民のスクリーニング検査                      自家用車やバス等の車両を利用して避難した住民に対し、まず車両の検査を行い、当該車両にO I L 4の設定値を超える数値が検出されない場合は、その車両の乗員も同様とみなす。</p> <p>(3) 車両に汚染が認められた場合の対応                      当該車両に汚染が認められた場合、乗員の代表者に対して汚染検査を行い、当該代表者にO I L 4の設定値を超える数値が検出されない場合は、その車両の乗員全員も同様とみなす。</p> <p>(4) 住民に汚染が認められた場合の対応                      住民に汚染が認められた場合、住民の携行物品の検査を行うとともに、必要に応じ除染を実施する。</p> <p><b>4 実施体制</b></p> <p>県は、国、原子力事業者等と連携協力しながら、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構等の指定公共機関の支援の下、あらかじめ資機材、要員等の実施体制を計画する。</p> <p><b>第8 安定ヨウ素剤の配布・服用</b></p> <p>1 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備                      県は、関係市町、医療機関等と連携して、P A Z内の住民等およびP A Z外であって安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制ならびにP A Z外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備しておくものとする。</p>	<p><b>3 実施方法</b>                      修正なし</p> <p><b>4 実施体制</b>                      修正なし</p> <p><b>第8 安定ヨウ素剤の配布・服用</b></p> <p>1 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備                      修正なし</p>

現 行	改定案
<p><b>2 安定ヨウ素剤の保管場所</b>                      県および関係市町の安定ヨウ素剤の保管場所は別表7のとおりとする。                      県および関係市町は、管理者を選任し、安定ヨウ素剤を適正に保管管理するとともに、緊急時に迅速に対応できるよう、夜間・休日を含む連絡体制を整備する。</p> <p><b>3 緊急時における安定ヨウ素剤の配布場所</b>                      緊急時における安定ヨウ素剤の配布場所は、県と市町が協議し、あらかじめ市町において定める。</p> <p><b>第9 避難者情報の事前把握</b>                      関係市町は、緊急時に必要な避難者情報（小学校区ごとの人口、世帯数、在宅の要配慮者数、学校の児童・生徒および教員数、福祉施設の入所者数、医療機関の入院患者数）について、様式1により、あらかじめ把握し、県に報告するものとする。</p> <p><b>第10 放射線防護対策施設</b>                      原子力発電所近隣の要配慮者等が避難の際に利用する一時集合施設および傷病者の受入を行う病院・診療所等のうち、放射線防護対策を実施する施設は、別表8のとおりとする。</p> <p><b>第11 要配慮者の避難に関する施設</b></p>	<p><b>2 安定ヨウ素剤の保管場所</b>                      修正なし</p> <p><b>3 緊急時における安定ヨウ素剤の配布場所</b>                      修正なし</p> <p><b>第9 避難者情報の事前把握</b>                      修正なし</p> <p><b>第10 放射線防護対策施設</b>                      修正なし</p> <p><b>第11 要配慮者の避難に関する施設等</b></p> <p><b>1 30km圏内に位置する学校、保育所の避難</b>                      30km圏内に位置する学校、保育所の管理者は、県、関係市町と連携し、各施設において作成した避難計画に基づいて、園児、児童、生徒および学生を迅速かつ安全に避難させるものとする。                      また、避難計画については、県および市町の地域防災計画の改定状況、防災訓練の検証結果等を踏まえ、各施設において必要な見直しを行い、県に報告するものとする。</p>

福井県広域避難計画要綱 新旧対照表

現 行	改定案
<p><b>1 U P Z 圏内に位置する病院の入院患者・社会福祉施設の入所者等の避難先</b>                      U P Z 圏内に位置する病院の入院患者・社会福祉施設の入所者等の避難先となる県内の医療機関・福祉避難所は、別表 9 のとおりとする。</p> <p><b>2 P A Z 圏の在宅の要配慮者の避難先</b>                      P A Z 圏の在宅の要配慮者の避難先となる福祉避難所は、別表 1 0 のとおりとする。</p>	<p><b>2 3 0 k m 圏内に位置する病院の入院患者・社会福祉施設の入所者等の避難</b>                      3 0 k m 圏内に位置する病院の入院患者・社会福祉施設の入所者等の避難先となる県内の医療機関・福祉避難所は、別表 1 0 のとおりとする。                      病院・社会福祉施設の管理者は、県、関係市町と連携し、各施設において作成した避難計画に基づいて、入院患者、施設入所者等を迅速かつ安全に避難させるものとする。                      また、避難計画については、県および市町の地域防災計画の改定状況、防災訓練の検証結果等を踏まえ、各施設において必要な見直しを行い、県に報告するものとする。</p> <p><b>3 P A Z 圏の在宅の要配慮者の避難先</b>                      P A Z 圏の在宅の要配慮者の避難先となる福祉避難所は、別表 1 1 のとおりとする。</p>
<p><b>第 1 2 要綱の見直し等</b></p> <p>内閣府原子力災害対策担当室および広域的な原子力災害に関するワーキンググループ（福井エリア）においては、今後、避難輸送手段（緊急輸送体制）の基本的枠組み、避難行動要支援者の輸送手段等の課題について、引き続き検討・協議を行うこととしている。</p> <p>また、原子力立地地域における自衛隊の展開基盤の確保、参集体制等についても、今後、県と自衛隊等が連携して協議を行うこととしている。</p> <p>本要綱については、こうした国、自衛隊・海上保安庁などの関係機関、関係自治体等との協議の状況、防災訓練の検証結果等を踏まえ、必要な見直しを行うこととする。</p>	<p><b>第 1 2 要綱の見直し等</b></p> <p>修正なし</p>




現 行	改定案
別表 1 関係市町の広域避難先	別表 1 関係市町の広域避難先 (修正なし)
別表 2 広域避難ルート	別表 2 広域避難ルート (変更：別添のとおり)
別図 広域避難ルート図	別図 1 広域避難ルート図 (変更)
<p>別図 広域避難ルート図</p>  <p>※ 平成26年3月現在の道路状況による。          ※ 当該では、敦賀原子力発電所、高浜原子力発電所から半径5km円、30km円を記載          ※ 国土院の地図を使用</p>	<p>別図 1 広域避難ルート図</p>  <p>※ 平成26年7月20日現在の道路状況による。          ※ 「舞鶴若狭自動車道 敦賀JCT～小浜IC」を追加          ※ 当該では、敦賀原子力発電所、高浜原子力発電所から半径5km円、30km円を記載          ※ 国土院の地図を使用</p>
別表 3 一時集合施設	別表 3 一時集合施設 (修正なし)
別表 4 避難車両中継所	別表 4 避難車両中継所 (修正なし)
別表 5 半島部の港湾・漁港一覧	別表 5 半島部の港湾・漁港一覧 (修正なし)
別表 6 半島部の臨時ヘリポート候補地一覧	別表 6 半島部の臨時ヘリポート候補地一覧 (修正なし)

現 行	改定案
-----	-----

別表7 スクリーニング・除染場所候補地一覧 (追加)

名 称	所 在 地
国道27号六路谷検問所	高浜町六路谷
県道舞鶴野原港高浜線鎌倉交差点	高浜町鎌倉
きのこの森駐車場	おおい町鹿野
うみんぴあ大飯駐車場	おおい町成海
道の駅名田庄駐車場	おおい町名田庄納田終
県若狭合同庁舎駐車場	小浜市遠敷
若狭鯉川海水浴場駐車場	小浜市鯉川
小浜市総合運動場駐車場	小浜市口田縄
若狭町役場上中庁舎駐車場	若狭町市場
道の駅若狭熊川宿駐車場	若狭町熊川
美浜町役場駐車場	美浜町郷市
敦賀市総合運動公園駐車場	敦賀市沓見
国道8号疋田検問所	敦賀市疋田
国土交通省新道基地駐車場	敦賀市新道
国土交通省山中基地駐車場	敦賀市山中
県産業振興施設駐車場	越前市瓜生町
県立音楽堂駐車場	福井市今市町
県産業会館駐車場	福井市下六条町
福井市きらら館駐車場	福井市風巻町
越前水仙の里駐車場	福井市蒲生町
美山アンデパンダン広場駐車場	福井市縫原町
舞鶴若狭自動車道加斗PA(上り)	小浜市飯盛
〃 小浜市西IC	小浜市岡津
北陸自動車道刀根PA(上り)	敦賀市刀根
〃 南条SA(下り)	南越前町上野
〃 北鯖江PA(下り)	鯖江市下河端町
〃 賤ヶ岳SA(上り)	滋賀県長浜市余呉町坂口
〃 木之本IC	滋賀県長浜市木之本町木ノ本

現 行	改定案
<p>別表 7 県および関係市町の安定ヨウ素剤の保管場所</p> <p>別表 8 放射線防護対策施設一覧</p> <p>別表 9 病院の入院患者・社会福祉施設の入所者等の避難先となる県内の医療機関・福祉避難所</p> <p>別表 10 在宅の要配慮者の避難先となる福祉避難所</p> <p>様式 1 緊急時の避難者情報</p>	<p>別図 2 スクリーニング・除染場所候補地位置図 (追加)</p>  <p>別表 8 県および関係市町の安定ヨウ素剤の保管場所 (修正なし)</p> <p>別表 9 放射線防護対策施設一覧 (修正なし)</p> <p>別表 10 病院の入院患者・社会福祉施設の入所者等の避難先となる県内の医療機関・福祉避難所 (修正なし)</p> <p>別表 11 在宅の要配慮者の避難先となる福祉避難所 (修正なし)</p> <p>様式 1 緊急時の避難者情報 (修正なし)</p>

福井県広域避難計画要綱 新旧対照表

現 行	改定案
	<p>参考資料 1 30km 圏内に位置する学校、保育所、病院、社会福祉施設の施設数 (追加)</p> <p>参考資料 2 学校、保育所における避難計画の主な記載内容 (追加)</p> <p>参考資料 3 避難計画作成例 (学校、保育所) (追加)</p> <p>参考資料 4 病院、社会福祉施設における避難計画の主な記載内容 (追加)</p> <p>参考資料 5 避難計画作成例 (病院) (追加)</p> <p>参考資料 6 避難計画作成例 (社会福祉施設) (追加)</p>

別表2 広域避難ルート

(現行)

避難元市町	避難先1		避難先2		
	避難先市町	主な避難ルート	避難先市町	主な避難ルート	
教賀市	福井市 小浜市	<ul style="list-style-type: none"> <li>[福井市]</li> <li>・国道8号</li> <li>・教賀IC→北陸自動車道→福井IC下車</li> <li>・国道476号→国道365号→国道8号</li> <li>[小浜市]</li> <li>・国道27号</li> </ul>	奈良市 天理市 大和郡山市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道8号→教賀IC・木之本IC→北陸自動車道→名神高速道路→京滋バイパス→巨摩IC下車→国道1号→国道24号(→城陽IC→京奈和自動車道→木津IC下車→国道24号)</li> <li>・国道8号→国道161号→国道1号→京都東IC→名神高速道路→京都南IC下車→国道1号→国道24号</li> <li>・国道27号→国道303号→国道367号→国道477号→国道161号→国道1号→京都東IC→名神高速道路→京都南IC下車→国道1号→国道24号→城陽IC→京奈和自動車道→木津IC下車→国道24号</li> </ul>	
			生駒市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道8号→教賀IC・木之本IC→北陸自動車道→名神高速道路→京滋バイパス→第二京阪自動車道→交野北IC下車→国道1号→国道168号→国道163号</li> <li>・国道27号→国道303号→国道367号→国道477号→国道161号→国道1号→阪神8号京東線→第二京阪自動車道→交野北IC下車→国道1号→国道168号→国道163号</li> </ul>	
美浜町	おおい町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道27号</li> <li>・国道27号→国道162号</li> </ul>	大野市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道27号→国道8号→教賀IC→北陸自動車道→福井北IC下車→中部縦貫自動車道</li> <li>・国道27号→国道8号→教賀IC→北陸自動車道→福井IC下車→国道158号</li> </ul>	
若狭町	越前町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道27号→教賀IC→北陸自動車道→武生IC・鯖江IC下車</li> <li>・国道27号→国道8号→国道305号</li> </ul>	三木市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道27号→小浜IC→舞鶴若狭自動車道→中国自動車道→吉川IC下車</li> </ul>	
			加東市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道27号→小浜IC→舞鶴若狭自動車道→中国自動車道→滝野社IC下車</li> </ul>	
			篠山市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道27号→小浜IC→舞鶴若狭自動車道→丹南篠山口IC下車</li> </ul>	
			丹波市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道27号→小浜IC→舞鶴若狭自動車道→春日IC下車</li> </ul>	
			西脇市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道27号→小浜IC→舞鶴若狭自動車道→中国自動車道→滝野社IC下車→国道175号</li> </ul>	
			加西市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道27号→小浜IC→舞鶴若狭自動車道→中国自動車道→加西IC下車</li> </ul>	
			多可町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道27号→小浜IC→舞鶴若狭自動車道→北近畿豊岡自動車道→氷上IC下車→国道175号</li> </ul>	
			小野市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道27号→小浜IC→舞鶴若狭自動車道→中国自動車道→滝野社IC下車</li> </ul>	
			小浜市	越前市、鯖江市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道27号→教賀IC→北陸自動車道→武生IC・鯖江IC下車</li> </ul>
朝来市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小浜IC・小浜西IC→舞鶴若狭自動車道→北近畿豊岡自動車道→山東IC下車</li> </ul>				
豊岡市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小浜IC・小浜西IC→舞鶴若狭自動車道→北近畿豊岡自動車道→和田山IC下車→国道312号→国道9号→国道312号</li> </ul>				
市川町 福崎町 神河町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道162号→府道12号線→国道27号→国道9号→福知山IC→舞鶴若狭自動車道→中国自動車道→福崎IC下車→播但連絡道路→福崎北ランプ下車</li> </ul>				
養父市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道162号→府道12号線→国道27号→国道9号→福知山IC→舞鶴若狭自動車道→北近畿豊岡自動車道→養父IC下車</li> </ul>				
新温泉町 香美町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小浜IC・小浜西IC→舞鶴若狭自動車道→北近畿豊岡自動車道→八鹿IC下車→国道9号</li> </ul>				
若狭町	越前町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道27号→教賀IC→北陸自動車道→武生IC・鯖江IC下車</li> <li>・国道27号→国道8号→国道305号</li> <li>・若狭上中IC・若狭三方IC・若狭美浜IC→舞鶴若狭自動車道→北陸自動車道→武生IC・鯖江IC下車</li> </ul>			
小浜市	越前市、鯖江市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道27号→教賀IC→北陸自動車道→武生IC・鯖江IC下車</li> <li>・小浜西IC・小浜IC・若狭上中IC→舞鶴若狭自動車道→北陸自動車道→武生IC・鯖江IC下車</li> </ul>			

(別添)

(改正案)

避難元市町	避難先1		避難先2		
	避難先市町	主な避難ルート	避難先市町	主な避難ルート	
教賀市	福井市 小浜市	<ul style="list-style-type: none"> <li>[福井市]</li> <li>・国道8号</li> <li>・教賀IC→北陸自動車道→福井IC下車</li> <li>・国道476号→国道365号→国道8号</li> <li>[小浜市]</li> <li>・国道27号</li> <li>・教賀IC・若狭美浜IC→舞鶴若狭自動車道→小浜IC下車</li> </ul>	奈良市 天理市 大和郡山市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道8号→教賀IC・木之本IC→北陸自動車道→名神高速道路→京滋バイパス→巨摩IC下車→国道1号→国道24号(→城陽IC→京奈和自動車道→木津IC下車→国道24号)</li> <li>・国道8号→国道161号→国道1号→京都東IC→名神高速道路→京都南IC下車→国道1号→国道24号</li> <li>・国道27号→国道303号→国道367号→国道477号→国道161号→国道1号→京都東IC→名神高速道路→京都南IC下車→国道1号→国道24号→城陽IC→京奈和自動車道→木津IC下車→国道24号</li> <li>・国道27号→若狭美浜IC→舞鶴若狭自動車道→若狭上中IC下車→国道22号→国道303号→国道367号→国道477号→国道161号→国道1号→京都東IC→名神高速道路→京都南IC下車→国道1号→国道24号→城陽IC→京奈和自動車道→木津IC下車→国道24号</li> </ul>	
			生駒市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道8号→教賀IC・木之本IC→北陸自動車道→名神高速道路→京滋バイパス→第二京阪自動車道→交野北IC下車→国道1号→国道168号→国道163号</li> <li>・国道27号→国道303号→国道367号→国道477号→国道161号→国道1号→阪神8号京東線→第二京阪自動車道→交野北IC下車→国道1号→国道168号→国道163号</li> </ul>	
美浜町	おおい町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道27号</li> <li>・国道27号→国道162号</li> <li>・若狭美浜IC・若狭三方IC→舞鶴若狭自動車道→小浜西IC・大阪高浜IC下車</li> </ul>	大野市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道27号</li> <li>・国道27号→国道162号</li> <li>・若狭美浜IC・若狭三方IC→舞鶴若狭自動車道→小浜西IC・大阪高浜IC下車</li> </ul>	
若狭町	越前町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道27号→教賀IC→北陸自動車道→武生IC・鯖江IC下車</li> <li>・国道27号→国道8号→国道305号</li> <li>・若狭上中IC・若狭三方IC・若狭美浜IC→舞鶴若狭自動車道→北陸自動車道→武生IC・鯖江IC下車</li> </ul>	三木市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道27号→若狭三方IC・若狭上中IC・小浜IC→舞鶴若狭自動車道→中国自動車道→吉川IC下車</li> </ul>	
			加東市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道27号→若狭三方IC・若狭上中IC・小浜IC→舞鶴若狭自動車道→中国自動車道→滝野社IC下車</li> </ul>	
			篠山市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道27号→若狭三方IC・若狭上中IC・小浜IC→舞鶴若狭自動車道→丹南篠山口IC下車</li> </ul>	
			丹波市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道27号→若狭三方IC・若狭上中IC・小浜IC→舞鶴若狭自動車道→春日IC下車</li> </ul>	
			西脇市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道27号→若狭三方IC・若狭上中IC・小浜IC→舞鶴若狭自動車道→中国自動車道→滝野社IC下車→国道175号</li> </ul>	
			加西市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道27号→若狭三方IC・若狭上中IC・小浜IC→舞鶴若狭自動車道→中国自動車道→加西IC下車</li> </ul>	
			多可町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道27号→若狭三方IC・若狭上中IC・小浜IC→舞鶴若狭自動車道→北近畿豊岡自動車道→氷上IC下車→国道175号</li> </ul>	
			小野市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道27号→若狭三方IC・若狭上中IC・小浜IC→舞鶴若狭自動車道→中国自動車道→滝野社IC下車</li> </ul>	
			小浜市	越前市、鯖江市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道27号→教賀IC→北陸自動車道→武生IC・鯖江IC下車</li> <li>・小浜西IC・小浜IC・若狭上中IC→舞鶴若狭自動車道→北陸自動車道→武生IC・鯖江IC下車</li> </ul>
朝来市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小浜IC・小浜西IC→舞鶴若狭自動車道→北近畿豊岡自動車道→山東IC下車</li> </ul>				
豊岡市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小浜IC・小浜西IC→舞鶴若狭自動車道→北近畿豊岡自動車道→和田山IC下車→国道312号→国道9号→国道312号</li> </ul>				
市川町 福崎町 神河町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道162号→府道12号線→国道27号→国道9号→福知山IC→舞鶴若狭自動車道→中国自動車道→福崎IC下車→播但連絡道路→福崎北ランプ下車</li> </ul>				
養父市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道162号→府道12号線→国道27号→国道9号→福知山IC→舞鶴若狭自動車道→北近畿豊岡自動車道→養父IC下車</li> </ul>				
新温泉町 香美町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小浜IC・小浜西IC→舞鶴若狭自動車道→北近畿豊岡自動車道→八鹿IC下車→国道9号</li> </ul>				
若狭町	越前町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道27号→教賀IC→北陸自動車道→武生IC・鯖江IC下車</li> <li>・国道27号→国道8号→国道305号</li> <li>・若狭上中IC・若狭三方IC・若狭美浜IC→舞鶴若狭自動車道→北陸自動車道→武生IC・鯖江IC下車</li> </ul>			
小浜市	越前市、鯖江市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道27号→教賀IC→北陸自動車道→武生IC・鯖江IC下車</li> <li>・小浜西IC・小浜IC・若狭上中IC→舞鶴若狭自動車道→北陸自動車道→武生IC・鯖江IC下車</li> </ul>			

避難元市町	避難先 1		避難先 2	
	避難先市町	主な避難ルート	避難先市町	主な避難ルート
おおい町	敦賀市	・国道27号	川西市	・大飯高浜IC→舞鶴若狭自動車道→中国自動車道→宝塚IC下車→国道176号→川西市 ・国道162号→府道12号線→国道27号→府道446号線→国道9号→国道173号→国道176号→国道171号
			伊丹市	・大飯高浜IC→舞鶴若狭自動車道→中国自動車道→宝塚IC下車→国道176号 ・国道162号→府道12号線→国道27号→府道446号線→国道9号→国道173号→国道176号→国道171号
高浜町	敦賀市	・国道27号	三田市	・舞鶴東IC・大飯高浜IC→舞鶴若狭自動車道→三田西IC下車 ・県道小浜綾部線→国道27号→国道173号→国道176号
			宝塚市	・舞鶴東IC・大飯高浜IC→舞鶴若狭自動車道→中国自動車道→宝塚IC下車→国道176号 ・県道小浜綾部線→国道27号→国道173号→国道176号
			猪名川町	・舞鶴東IC・大飯高浜IC→舞鶴若狭自動車道→中国自動車道→宝塚IC下車→国道176号 ・県道小浜綾部線→国道27号→国道173号→国道176号
南越前町	永平寺町	・国道305号→今庄IC・南条スマートIC・武生IC→北陸自動車道→福井北IC下車→国道416号		
福井市	福井市	・国道305号→国道416号 ・県道福井四ヶ浦線→県道福井加賀線 ・県道福井四ヶ浦線→県道福井加賀線→国道158号		
鯖江市	勝山市	・国道8号線→国道158号→国道157号		
	坂井市	・国道8号		
	加賀市	・鯖江IC・福井IC・福井北IC→北陸自動車道→金津IC・加賀IC下車→国道8号		
越前市	坂井市	・国道8号 ・県道福井大森河野線→県道福井四ヶ浦線→県道福井加賀線		
	あわら市	・国道8号		
	小松市	・福井IC・鯖江IC・武生IC→北陸自動車道→小松IC下車		
	能美市	・福井IC・鯖江IC・武生IC→北陸自動車道→小松IC下車		
越前町	坂井市	・国道417号→県道福井大森河野線→県道福井四ヶ浦線→国道416号 ・国道365→国道305号		
池田町	大野市	・国道476号→県道武生美山線→国道158号		

避難元市町	避難先 1		避難先 2	
	避難先市町	主な避難ルート	避難先市町	主な避難ルート
おおい町	敦賀市	・国道27号 ・大飯高浜IC・小浜西IC・小浜IC→舞鶴若狭自動車道→敦賀IC・若狭美浜IC下車	川西市	・大飯高浜IC→舞鶴若狭自動車道→中国自動車道→宝塚IC下車→国道176号→川西市 ・国道162号→府道12号線→国道27号→府道446号線→国道9号→国道173号→国道176号→国道171号
			伊丹市	・大飯高浜IC→舞鶴若狭自動車道→中国自動車道→宝塚IC下車→国道176号 ・国道162号→府道12号線→国道27号→府道446号線→国道9号→国道173号→国道176号→国道171号
高浜町	敦賀市	・国道27号 ・舞鶴東IC・大飯高浜IC・小浜西IC→舞鶴若狭自動車道→敦賀IC・若狭美浜IC下車	三田市	・舞鶴東IC・大飯高浜IC→舞鶴若狭自動車道→三田西IC下車 ・県道小浜綾部線→国道27号→国道173号→国道176号
			宝塚市	・舞鶴東IC・大飯高浜IC→舞鶴若狭自動車道→中国自動車道→宝塚IC下車→国道176号 ・県道小浜綾部線→国道27号→国道173号→国道176号
			猪名川町	・舞鶴東IC・大飯高浜IC→舞鶴若狭自動車道→中国自動車道→宝塚IC下車→国道176号 ・県道小浜綾部線→国道27号→国道173号→国道176号
南越前町	永平寺町	・国道305号→今庄IC・南条スマートIC・武生IC→北陸自動車道→福井北IC下車→国道416号		
福井市	福井市	・国道305号→国道416号 ・県道福井四ヶ浦線→県道福井加賀線 ・県道福井四ヶ浦線→県道福井加賀線→国道158号		
鯖江市	勝山市	・国道8号線→国道158号→国道157号		
	坂井市	・国道8号		
	加賀市	・鯖江IC・福井IC・福井北IC→北陸自動車道→金津IC・加賀IC下車→国道8号		
越前市	坂井市	・国道8号 ・県道福井大森河野線→県道福井四ヶ浦線→県道福井加賀線		
	あわら市	・国道8号		
	小松市	・福井IC・鯖江IC・武生IC→北陸自動車道→小松IC下車		
	能美市	・福井IC・鯖江IC・武生IC→北陸自動車道→小松IC下車		
越前町	坂井市	・国道417号→県道福井大森河野線→県道福井四ヶ浦線→国道416号 ・国道365→国道305号		
池田町	大野市	・国道476号→県道武生美山線→国道158号		